（別表２）（配当に関する事項）

	年　月末 実績	年　月末 実績	年　月末 実績／実績見込み	年　月末 見通し	年　月末 見通し	年　月末 見通し	年　月末 見通し	年　月末 見通し
配当可能利益								
配当金総額								
普通出資配当金（民間調達分）				—	—	—	—	—
優先出資配当金（公的資金分）								
優先出資配当金（民間調達分）				—	—	—	—	—
１口当たり配当金（普通出資）				—	—	—	—	—
１口当たり配当金（優先出資）				—	—	—	—	—
配当率（普通出資）				—	—	—	—	—
配当率（優先出資、公的資金分）				—	—	—	—	—
配当率（優先出資、民間調達分）				—	—	—	—	—
配当性向				—	—	—	—	—

（記載上の注意）

１　「公的資金分」とは、法附則第27条第３項の規定により適用する法第17条第１項の規定による決定（法附則第27条第３項の規定により適用する法第19条第１項の規定による承認を含む。）を受けて協定銀行が協定の定めにより組織再編成金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。

２　組織再編金融機関等（経営強化計画を実施する金融機関等）が銀行等である場合にあっては、適宜必要な修正を行うこと。

様式第十四（附則第45条関係）

［様式を加える。］

（日本産業規格Ａ４）

協同組織金融機能強化方針

年　　月　　日提出

（提出者）主たる事務所
の所在地
名　　称
代　表　者　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第29条第１項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

第１　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

第２　第１の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

第３　申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項

第４　取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定と他の勘定との区分経理に関する事項

第５　収益の見通し